

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本市に住む全ての外国人児童生徒が、将来、社会の形成者として安定した生活を送るためには、一人ひとりが持つ多様な文化的背景を自己のよさとして発揮し、日本語や知識・技能、社会性を身に付けることが必要です。さらに、これらの児童生徒が持つ諸外国とのつながりを架け橋として、日本人児童生徒をはじめ、保護者や地域の方々なども共に協力し合い生きていく、多文化共生社会の礎を築いていくことが大切です。

そのためには、行政や学校、家庭、地域、関係団体、企業が連携・協力をより深め、外国人児童生徒が夢や希望をもって生活できるように、一人ひとりが受けてきた教育や文化的背景等に応じた教育を一層充実させ、日本語及び生活適応等の能力や態度を育てることが極めて重要です。

そこで、本計画では、次の基本理念をもとに外国人児童生徒の教育を推進します。

<基本理念>

外国人児童生徒が、社会の形成者として夢や希望をもって生活するために必要な能力や態度を育てます。

2 基本方針

<基本方針1>

外国人児童生徒が学校生活に適応し、希望する進路を実現するために、一人ひとりの日本語習得等の状況に応じた指導を充実します。

日本語や生活習慣、学校制度等についての理解が必要な初期の段階から、授業で使用する学習言語を習得し学力を向上させる必要がある後期の段階まで、学校在籍の外国人の子どもの日本語習得状況や学校生活への適応状況が多様化していることから、これらの児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ります。

＜基本方針2＞

外国人児童生徒の保護者が、学校教育や地域での子育てについて理解を深めるための支援を充実します。

学校と外国人児童生徒の保護者との懇談等による連携・協力や、子ども会活動等の地域での子育てに関わる情報を提供するなどの支援の充実を図ります。

さらに、不就学の状況にある外国人の子どもが教育を受けることができるようにするとともに、就学する予定の外国人の子どもが入学・編入学後円滑に学校の生活に適應できるようにするため、これらの子どもたちの保護者への支援の充実を図ります。

＜基本方針3＞

外国人児童生徒やその保護者が、学校や地域の中で安心して学び、育て、いきいきと生活できる教育環境の整備を推進します。

外国人児童生徒が安心感や自信を持って学校や地域での生活を送ることができ、その保護者が安心して子どもを育てることができるようにするため、日本人児童生徒やその保護者、地域住民と、互いのよさを認め合いながら共生できる教育環境の整備を推進します。

<基本理念>

外国人児童生徒が、社会の形成者として夢や希望をもって生活するために必要な能力や態度を育てます。

<基本方針1>

外国人児童生徒が学校生活に適応し、希望する進路を実現するために、一人ひとりの日本語習得等の状況に応じた指導を充実します。

取組の方向

- 1 指導体制の整備
- 2 日本語指導者の専門性の向上

<基本方針2>

外国人児童生徒の保護者が、学校教育や地域での子育てについて理解を深めるための支援を充実します。

取組の方向

- 3 学校と保護者との共通理解の推進
- 4 学校教育や地域の子育てに係わる情報提供の充実
- 5 就学を促進する支援の充実

<基本方針3>

外国人児童生徒やその保護者が、学校や地域の中で安心して学び、育て、いきいきと生活できる教育環境の整備を推進します。

取組の方向

- 6 多文化共生の意識啓発
- 7 国際理解教育の推進

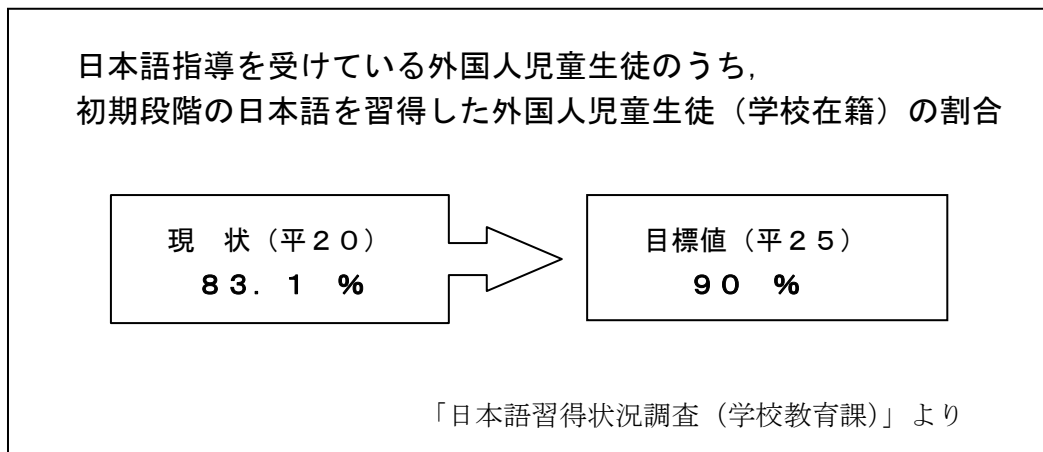
4 目標値の設定

- 基本方針の実現のため、5年後の目標値として基本方針ごとに指標を設定し、達成度及び進捗の度合いを確認します。

< 基本方針1 >

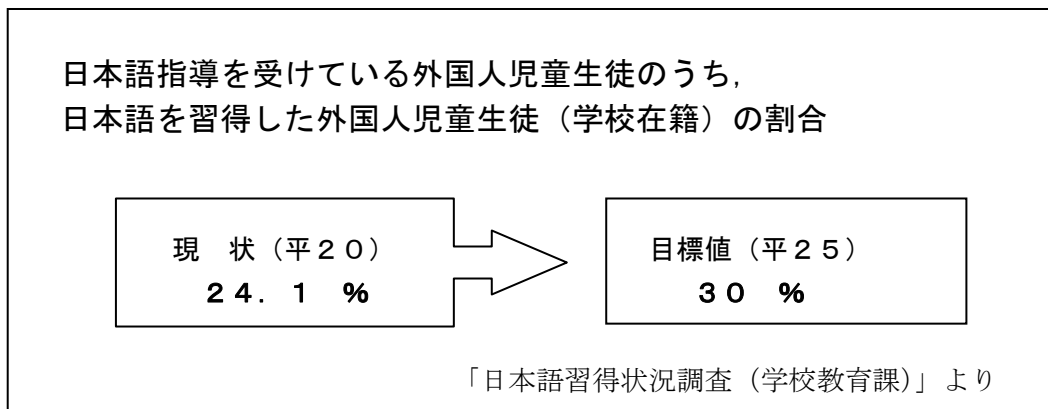
指標 1

- 外国人児童生徒が学校生活に適応するためには、まず初期段階の日本語の習得が必要です。このため、初期段階の日本語を習得した外国人児童生徒を増やすことを目指す指標を定めます。



指標 2

- 外国人児童生徒が授業の内容を理解し学力を向上させるためには、後期段階の日本語の習得が必要です。このため、日本語を習得した外国人児童生徒を増やすことを目指す指標を定めます。



- 指標 1， 2 に関する主な語句及び数値については，次に示します。

【日本語習得段階の目安】

初期段階の目安

○簡単なあいさつや受け答え等の，生活で最低限必要な日本語を習得する。

中期段階の目安

○話し合う，遊ぶ等の友人関係づくりに必要な日本語を習得する。

後期段階の目安

○教師が授業中に行う説明や教科書に記された文章等を理解するために必要な日本語を習得する。

日本語習得の目安

○後期段階までの日本語や生活習慣等を習得し，学校生活等に適応する。

【平成 20 年度（現状）と平成 25 年度（目標）の習得状況の割合】

平成 20 年度

① 初期段階 (16.9%)

参考 H19 : 24.1%

② 中期段階 (13.9%)

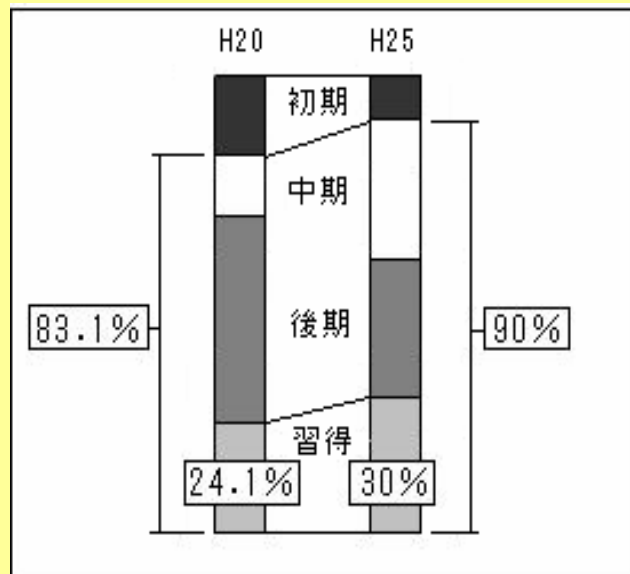
参考 H19 : 40.1%

③ 後期段階 (45.1%)

参考 H19 : 16.7%

④ 日本語習得 (24.1%)

参考 H19 : 19.1%

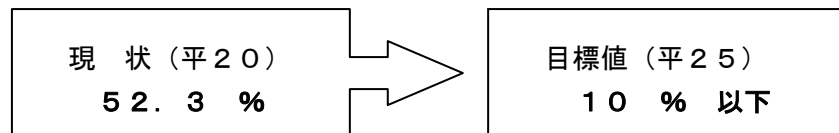


< 基本方針2 >

指標 3

- 外国人児童生徒が学校生活に適応するためには、学校と外国人児童生徒の保護者との連携・協力が必要です。このため、保護者の学校教育に関する不安解消を目指す指標を定めます。

外国人児童生徒(学校在籍)の保護者のうち、学校教育に関する心配事を持っている保護者の割合

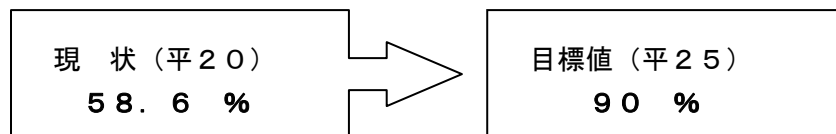


「外国籍市民アンケート調査 (国際交流プラザ)」より

指標 4

- 外国人の子どもの就学を促進するためには、その保護者の教育に対する意識の啓発が必要です。このため、保護者への情報提供や個別対応により、次年度小学校入学年齢となる外国人の子ども (6 歳) の就学率の向上を目指す指標を定めます。

小学校入学年齢 (6 歳) の外国人の子どもが入学した割合



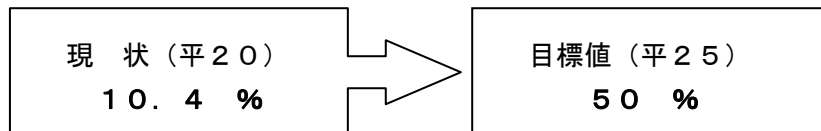
「就学案内アンケート調査 (学校管理課)」より

< 基本方針3 >

指標 5

- 外国人児童生徒やその保護者がいきいきと生活を送るためには、日本人児童生徒、特にその保護者の意識啓発が必要です。このため、外国人児童生徒教育の重要性をまとめたリーフレットや講演会・交流会により、積極的に外国人との交流を希望する日本人児童生徒の保護者の増加を目指す指標を定めます。

日本人児童生徒の保護者のうち、外国人と積極的に交流したいと思っている保護者の割合



「様々な国籍の子どもたちへの教育に関するアンケート調査 (学校教育課)」より

5 重点とした事業

(1) 重点事業設定の考え方について

次の点に留意し、特に重要性、有効性の高い施策・事業を「重点事業」として設定します。

- ア 外国人児童生徒教育を推進していくための基本となる取組
- イ アンケート調査等において要望があり、早期に実施すべき取組
- ウ 本計画を効果的に推進していくために市民協働で進めるべき取組

(2) 重点事業

※は「国際化推進計画」と関連する取組を示す。

〈基本方針¹〉 外国人児童生徒が学校生活に適応し、希望する進路を実現するために、一人ひとりの日本語習得等の状況に応じた指導の充実を図ります。

1 初期日本語指導教室の設置※（重点取組の考え方：ア・イ）

来日間もない外国人児童生徒を集め、学校生活で最低限度必要な初期段階の日本語や学校のきまりなどの指導を集中して行う教室を設置し、小・中学校での学習や生活への適応を図る。

2 日本語による日本語指導者の派遣※

（重点取組の考え方：ア・イ・ウ）

関係団体の実施する日本語指導者養成講座等を修了した専門性の高いボランティアを学校に派遣し、外国人児童生徒が学習言語等の後期段階の日本語を習得できるよう支援する。

3 日本語指導担当教員等研修の充実（重点取組の考え方：ア・イ）

初期日本語指導教室・拠点校日本語学級担当教員や一般校の日本語指導担当教員，日本語指導者を対象とした研修会を新たに実施し，指導者の専門性の向上を図る。

4 日本語指導者情報連絡会の実施※（重点取組の考え方：ア・ウ）

母語・日本語による日本語指導者と初期日本語指導教室・拠点校日本語学級担当教員等による外国人児童生徒の状況等についての情報交換会を実施し，情報の共有化やネットワークづくりを推進する。

〈基本方針²〉 外国人児童生徒の保護者が，学校教育や地域での子育てについて理解を深めるための支援を充実します。

5 保護者会等への通訳者派遣※（重点取組の考え方：イ）

学校での保護者会や教員と保護者の懇談，教育委員会における就学や特別支援教育での相談等に通訳者を派遣し，外国人児童生徒の保護者との共通理解を推進する。

6 外国人児童生徒の保護者向け進路説明会の実施※

(重点取組の考え方：ア・イ・ウ)

小学校高学年から中学校にかけての外国人児童生徒とその保護者を対象とした、高校入試制度や中学校での学習に関する説明会を、関係団体や学校とともに、集会やイベントなどの機会に通訳者の協力のもとに実施し、保護者の理解を深める。

7 就学促進のための個別説明・相談の実施※

(重点取組の考え方：ア・イ・ウ)

小・中学校に就学していない外国人の子どもの保護者に、母語による会話ができる就学相談者が、日本の教育制度や就学手続きについての説明・相談などの個別の働き掛けを行うとともに、就学窓口の周知を図ることなどにより、就学に関する保護者支援を充実する。

〈基本方針³〉 外国人児童生徒やその保護者が、学校や地域の中で安心して学び、育て、いきいきと生活できる教育環境の整備を推進します。

8 外国人児童生徒教育についての啓発※

(重点取組の考え方：ア・イ・ウ)

本市外国人児童生徒教育の重要性を掲載したリーフレットを作成し、拠点校における保護者会で活用したり自治会へ配付したりする。さらに、リーフレットの内容を関係団体の広報紙に掲載することなどにより、保護者・地域等に周知する。

また、講演会や交流会などを通して全市的な啓発活動を行い、多文化共生社会を目指す教育環境の整備を推進する。